

鎌倉市障害児保育推進特別対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定に基づき認可及び設置された市内の民間保育所（以下「民間保育所」という。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき認可及び設置された認定こども園（以下「認定こども園」という。）における障害のある児童の処遇向上のための経費に対する補助金の交付について、鎌倉市補助金等に係る予算執行に関する取扱要綱（昭和41年2月告示第23号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び補助対象経費)

第2条 補助の対象となる障害のある児童（以下「障害児」という。）は、本市に住所を有し、かつ、法第24条第1項又は第2項の規定により民間保育所又は認定こども園に入所している児童であって、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の別表に定める障害のある児童
- (2) おおむねIQ70以下の知的障害のある児童
- (3) 一定期間特別な支援を必要とする情緒に障害のある児童又は自閉症の傾向がある児童

2 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号のいずれかとする。

(1) 第1特別経費

障害児のうち、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）（以下「特児法」という。）に基づく特別児童扶養手当1級の支給対象児童（所得により支給を停止されている場合を含む。）及び身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている児童並びに療育手帳A—1又はA—2の交付を受けている児童であって、集団保育が可能で日々通所できる障害児の保育に要する経費

(2) 第2特別経費

障害児のうち、特児法に基づく特別児童扶養手当2級の支給対象児童（所得により支給を停止されている場合を含む。）及び身体障害者手帳3級又は4級の交付を受けている児童並びに療育手帳B—1又はB—2の交付を受けている児童であって、集団保育が可能で日々通所できる障害児の保育に要する経費

(3) 通常経費

障害児のうち、前2号に規定する特別児童扶養手当の支給の対象とならない児童であって、身体障害者手帳において1級から4級を除く級数の手帳の交付を受け、又はこの要綱による補助を受けようとする年度の鎌倉市発達支援委員会の認定若しくはその前年度の最後に開催された鎌倉市発達支援委員会の認定を受け、集団保育が可能で日々通所できる障害児の保育に要する経費

(交付基準及び補助額)

第3条 補助金の交付基準及び補助額は、別に定める鎌倉市障害児保育推進特別対策事業費補助金交付基準（以下「交付基準」という。）によるものとする。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする民間保育所又は認定こども園の長（以下「施設長」という。）は、交付基準に定める期日までに障害児保育推進特別対策事業費補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、施設長に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、交付基準に定める方法等により、補助金を交付するものとする。

(変更の承認)

第5条 補助金の交付を受けている施設長は、対象経費の額等に変更があったときは、遅滞なく障害児保育推進特別対策事業費補助金変更承認申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査し、補助金の変更についての適否を決定し、施設長に通知するものとする。

(書類等の整備及び保存)

第6条 補助金の交付を受けている施設長は、対象経費に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての関係書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び関係書類は、当該交付決定を受けた日の属する年度の終了の日から起算して5年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第7条 この要綱の施行について、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決裁の日（平成21年7月30日）から施行する。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、決裁の日（平成24年7月6日）から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(平成24年度の交付申請の特例)

2 平成24年度分の補助金交付申請に限り、第4条第1項の規定の適用については、同項中「交付基準に定める期日」とあるのは、「平成24年7月31日」とする。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に行われた第4条第1項の規定による申請に係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、決裁の日（平成30年10月29日）から施行し、平成30年4月1日から適用する。